

静岡県教育委員会

議事録

平成 28 年度 第 21 回定例
2 月 3 日（金）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 2 月 3 日に教育委員会第 21 回定例会を招集した。

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 開催日時 | 平成 29 年 2 月 3 日（金） | 開会 13 時 15 分
閉会 13 時 35 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 員 興 藤 行 雄
委 員 員 興 藤 直 孝
委 員 員 渡 邊 靖 乃
委 員 員 藤 井 明 | |
| | 事務局（説明員） | 杉 山 行 由
水 元 敏 夫
北 川 清 美
福 永 秀 樹
小野田 裕 之
本 村 勉
遠 藤 宗 男
長 澤 由 哉
南 谷 高 久
林 剛 史
太 田 修 司
藤 本 眞 二
渋谷 浩 史
神 田 不二彦
山 崎 勝 之
山 本 知 成
赤 石 達 彦
山 本 裕 洋
河原崎 全
奈良間 一博
渡 邊 清 勝 | 教育次長
教育監
理事兼教育総務課長
理事兼健康体育課長
教育政策課長
情報化推進室長
人権教育推進室長
財務課長
福利課長
義務教育課長
義務教育課人事監
幼児教育推進室長
高校教育課長
高校教育課指導監
特別支援教育課長
社会教育課長
文化財保護課長
静岡教育事務所長
中央図書館長
総合教育センター次長
教育総務課事務統括監 |

4 その他

(1) 45号議案は原案のとおり可決された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第 45 号議案は議会に提出する前の案件であるため、非公開としたいと思うが異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 45 号議案は非公開とする。

第 45 号議案 平成 29 年 2 月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第 45 号議案「平成 29 年 2 月県議会定例会に提出する議案」について、長澤財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 繰越明許費であるが、文化財保護費は元々 9,100 万円の繰越明許があって、更に 400 万円付加されている。右欄の注釈にあるように、本来は年度内に執行する予定であった部分を、繰越明許にシフトさせるということか。

財 務 課 長： 1 月 20 日の委員協議会で説明したが、9,100 万円は新東名建設に係る文化財保護課の事業である。

興 委 員： それは本来、年度内に施工する予定であったが、次年度に執行するということか。

財 務 課 長： まずは 9,100 万円を次年度に繰り越す。さらに今回、文化財保存・管理費助成として 400 万円をプラスしている。

興 委 員： 県立高校老朽校舎対策事業費の 3 億 7,700 万円は、今まで繰越明許費にしていなかったのか。

財 務 課 長： そうである。今回、年度内の執行が困難となったため繰り越す。

興 委 員： 単年度予算で計上していた事業なのか。

財 務 課 長： そうである。

興 委 員： 執行できる予定だったのか。

財 務 課 長： そうである。これは校舎の長寿命化改修事業で、本来は予定していた年度内施工分が完了する見込みであったが、工事着手に当たり、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要した。

興 委 員： 全体の総事業費はどの程度か。印象として単年度で完結させることは困難に思うので、当初から繰越明許にしてもよかったと思うがどうか。

財 務 課 長： 元々、15 億円程の予算を確保していた。当初から 2 ヶ年の事業であり、債務負担行為を本年度の当初予算で設定してあった。その内、本年度執行分が 15 億円であり、その一部が翌年度への繰越となる。

興 委 員： 制度論の問題となるが、8 ページの建築工事の請負契約について、建築工事の請負契約の準備が整って、教育委員会の議決を求めるということである。このような案件が議決事項になること自体が教育行政を進める上で「大変だな」という印象である。最初に整理した上で、教育長に執行権限を委ねてもよいと思うがどうか。

財 務 課 長： これは 2 月県議会定例会に提出し、議決を得てから本契約となる工事である。5 億円以上の工事は県議会の議決が必要となるため、本議案

に含まれている。5億円にならない工事は担当課において適切に処理している。

興 委 員： 5億円以上の工事は県議会議決事項ということか。

財 務 課 長： そうである。現状は仮契約である。2月県議会定例会で議決されて本契約となる。

興 委 員： 地方自治法の運用と国の運用は違うのでお聞きした。上限値が設定されているのか。

財 務 課 長： 条例で定めている。

興 委 員： 11 ページの静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について、一度延長した後の休業満了日後も配偶者の勤務が継続することとなった場合に、再度の延長を認めることとあるが、どういったケースが考えられるのか。

教育総務事務統括監： 今までは、例えば配偶者が当初、1年間の予定で海外派遣される場合、1回の延長については同行休業認められていた。それを再度の延長まで認めるものであるが、期間としては3年以内までとなる。

興 委 員： 元々3年以内なので条件は変わらない。配偶者の延長回数は条例を変更しないとできないということか。

教育総務事務統括監： 1回の延長しか認められなかったのが、今回の改正で2回の延長まで認められる。

興 委 員： マルチな方法でできなかったのか。例えば「1度に限らず業務執行上必要な場合には」というように明記すればできるように思える。当初予算とこの説明資料を符合させる配慮として「※」と「#」を付した事はよいが、説明の際、当事者が居ればよいが、資料だけみても分かるように注釈を入れたほうがよい。

財 務 課 長： 欄外に明記する。

教 育 長： 他に質疑はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第45号議案を原案どおり可決する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成28年度第21回教育委員会定例会を閉会とする。